

会 議 録

| | | |
|--------------------------|---|-------------|
| 会 議 の 名 称 | 第3次宍粟市配偶者からの暴力対策に関する基本計画 策定検討委員会（第1回） | |
| 開 催 日 時 | 令和2年8月25日（火）午後1時30分～午後3時05分 | |
| 開 催 場 所 | 宍粟市役所本庁舎3階庁議室 | |
| 委 員 氏 名 | （出席者） ※委員名簿参照 | （欠席者） なし |
| 関 係 課 出 席 者 | まちづくり推進部 太田次長、健康福祉部保健福祉課 平尾課長 | |
| 事 務 局 氏 名 | 健康福祉部 世良部長、三木次長、安井次長兼社会福祉課長 西嶋副課長兼係長、谷林母子・父子自立支援員、八木婦人相談員 | |
| 会議の公開・非公開の 区分及び非公開の理由 | 公開 | （非公開の理由） |
| 傍 聴 人 数 | なし | |
| 会 議 資 料 等 | ①会議次第 ②本計画策定のスケジュール（案） ③第3次宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画（素案） ④第2次計画で設定した目標に関する達成度＜チェック表＞ ⑤第3次プランの概要 ⑥兵庫県DV防止・被害者保護計画（概要版） | |
| 会 議 内 容 | 次のとおり | |
| 議 事 録 の 確 認 （記名押印） | （委員長） _____ 小林 琢哉 _____ | |

(会議の経過)

| 発言者 | 議題・発言内容 |
|-------|--|
| (進行) | |
| 事務局 | 1. 開会 |
| 中村副市長 | 2. 委嘱書交付（机上交付） コロナの影響も考慮し、机上交付とする。 なお、委嘱期間は、令和3年3月末まで |
| 事務局 | 3. 副市長あいさつ |
| 事務局 | 4. 委員紹介及び職員紹介 ※名簿参照（名簿記載順に紹介） |
| 事務局 | ・会議資料の確認 ・本委員会の所掌事務の説明及び会議成立についての報告 （計画案P33 参考資料2「策定検討委員会設置要綱」参照） ・会議の公開・非公開について確認 <委員全員一致で公開とすることを了承> |
| 事務局 | 5. 正副委員長選任について（互選により全員一致承認） |
| 事務局 | ・委員長 小林琢哉氏（中学校長代表） |
| 事務局 | ・副委員長 谷林由美氏（民生委員児童委員協議会代表・主任児童委員） |
| 事務局 | ・委員長あいさつ |
| 委員長 | 有意義な会となり、第3次計画の策定がスムーズに進みますように皆様のご協力をお願いしたいと思います。活発に意見交換が行われるようご協力をどうかよろしくお願いいたします。 |
| (進行) | |
| 委員長 | それでは、次第に沿って進行させていただきます。 |
| 委員長 | 6. 協議事項の「(1) 計画策定のスケジュール（予定）」についてと、 |
| 委員長 | 「(2) 計画の位置づけ」につきまして、事務局より一括して説明をお願いします。 |
| 委員長 | ※「当日配布資料」の1頁により、本計画の策定に向けたスケジュールについて説明。 |
| 事務局説明 | 「基本計画策定検討委員会」とあるのが本日の会議であり、本日の会議開催までに、市内部において現第2次計画の評価・検証を行い、それを踏まえて第3次計画の素案を作成しております。 |
| 事務局説明 | 今後においては、本日議論いただいたご意見等を反映させ、9月下旬に2回目の策定検討委員会を開催する予定です。 |
| 事務局説明 | その後、パブリックコメントを実施し、市民の皆さんのご意見を踏まえ、 |
| 事務局説明 | 1月中旬に第3回検討委員会を開催し確認いただく予定としております。 |

| | |
|--------------|---|
| <p>事務局説明</p> | <p>本計画の公表は3月初旬を予定しております。なお、計画に大幅な修正等が必要な場合は、本委員会を追加開催することがありますこと、ご了承ください。</p> <p>(2) 計画の位置づけについての説明 (概略)</p> <p>「事前配布資料」計画(案)の4ページに法律や県の計画、また市の他の計画等との関係についてまとめております。記載のとおりであり説明は割愛させていただきます。</p> <p>次に「当日配布資料」の12ページをご覧ください。県の計画の概要版を参考に添付しておりますのでご確認をお願いいたします。県の計画とも整合性を図りながら、今回の計画案を作成いたしております。また、市の将来像を規定する宍粟市総合計画を上位計画に位置付けており、本計画に最も関連の深い計画が右下にあります「宍粟市男女共同参画プラン」です。目標や取組内容が本計画と重なっていることが多く参考にしております。「宍粟市男女共同参画プラン」が昨年度末に改訂され、その際に行われたアンケート調査を本計画に活用いたしております。計画(案)の8～12ページに記載しております内容が、そのアンケート結果となっております。</p> <p>また、本計画の計画期間は令和3年度～令和7年度までの5年間です。ただし、関連法の改正や社会情勢の変化等の必要に応じて見直しを行っていくものとします。</p> |
| <p>事務局説明</p> | <p>(3) DVを取り巻く現状</p> <p>①相談受付状況についての説明 (概略)</p> <p>計画(案)の5ページをご覧ください。</p> <p>計画策定の背景として、国と県の動きを記載しております。国は割愛しまして、県の動き、6ページをご覧ください。「兵庫県における相談件数」を記載しておりますが、DV相談件数が年々増えていることがわかります。このグラフの真ん中が②県内市町における相談件数となっております。県内市町で受けている相談件数は27年度以降減少傾向となっております。また、7ページには、宍粟市におけるDV相談の現状を記載しておりますが、当市においても平成26年度以降減少傾向となっており、令和元年度は平成26年度のおよそ4分の1になっています。</p> <p>この要因の一つには、市役所内の組織が改編され、平成28年度から「家庭児童相談室」と「母子父子自立支援相談室」の所管課が別々になったことが要因の一つではないかと推測しております。</p> <p>また、計画(案)の11ページをご覧ください。記載しておりますように、男女共同参画プランのアンケートでは、相談しなかった理由は「相談しても無駄だと思ったから」が40.5%、「自分さえがまんすれば、何とかこのままや</p> |

| | |
|-------|---|
| 事務局説明 | <p>っていけると思った」が38.1%と最も割合が高く、これも大きな要因の一つだと思われます。続いて7ページと、「当日配布資料」の10ページをご覧ください。宍粟市における平成18年度以降の相談実績を記載しております。第2次計画の該当年度にあたる部分に網掛けをしています。</p> <p>また、一時保護件数については、第2次計画期間でいうと、平成29年度は2件、平成31年度は2件。施設入所件数は、平成30年度に1件です。</p> <p>また、当日配布資料の13ページをご覧ください。警視庁HPからダウンロードしたもので、警察における令和元年度までのDV相談等の受理状況が掲載されています。こちらを見ますと前年に比べて少し減少している状況です。14ページには相談者の性別グラフとなっております。女性の相談が圧倒的に多い状況には変わりありませんが、過去4年間、男性の相談の割合が増加しつつあります。年代別の表もありまして、30代の方がもっとも多く、そして20代、40代と続いております。また、右の15ページ、『相談者と行為者の関係』を見ますと、婚姻関係が最も多く、交際相手からも少なくないことが分かります。</p> <p>続きまして、計画（案）12ページをご覧ください。下の方に「国内の男女間における暴力の状況」とあります。こちらは内閣府が行った男女間における暴力の調査結果を記載しております。右の13ページをご覧ください。これを見ますと配偶者からの被害経験が、約4人に1人にあること、また、(2) 配偶者から暴力を受けたことがある人の子どもの約5人に1人は、配偶者から被害を受けたことがあるとあります。また、女性の5人に1人、男性の9人に1人は交際相手からの被害を受けたことがあると回答されています。ここまで、DVを取り巻く現状について報告させていただきました。</p> <p>②第2次DV防止計画の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前配布資料の「第2次計画で設定した目標に関する達成度<チェック表>」 ・事前配布資料の「第2次DV防止計画の取組状況・課題・展開一覧表」 <p>まず、現計画（第2次計画）の取組状況を各課から報告いただき、評価・検証を行ったものです。そして、A3（1枚）のチェック表は現計画における目標の達成度を表しています。</p> <p>これらの結果をまとめたものを、「第3次計画案」の14～17ページに「第2次計画の取組と課題」と題して記載しております。</p> <p>まず、14頁は第2次計画の体系図です。この体系図に基本目標が3つありますが、この基本目標ごとに15ページからまとめて取組実績と課題を記載しています。</p> <p>★基本目標（I）「DVのない社会づくり」で重点的に取り組んだ内容</p> <p>市民に対してDVに関する正しい認識を広めるため、啓発用リーフレットを各庁舎内の窓口やトイレに設置したほか、市広報やHP、しそくチャンネル</p> |
|-------|---|

| | |
|--|--|
| | <p>ル、子ども子育てアプリ等などのあらゆる媒体や機会を通じて情報発信や情報提供に努めましたが、取組目標に掲げていた母子健康手帳交付時の、DV啓発パンフレットの配布については取り組めていなかったため、この度、配付に取り組んだところです。課題としては、まだまだDVの認知度は低く、近年ではデートDVも深刻な問題であるため、周知方法を検討する中、若年層に対しても更なる啓発を行う必要があります。</p> <p>★基本目標（Ⅱ）「相談体制の充実と安全確保の体制づくり」では…</p> <p>社会福祉課に配置しております「母子父子自立支援員」及び「婦人相談員」が、県下における各研修に参加し資質向上に努めているほか、市役所内のどこの窓口で相談に来られてもDV相談窓口につなぐことができるよう、窓口対応マニュアルを作成し、適切な対応を心がけています。また、一時保護の必要が発生した際は、警察や女性家庭センターと連携し被害者の安全確保に努めました。課題としては、被害者が相談しやすい環境及び体制づくりが重要であり、そのためには支援に関わる職員の更なる資質向上に努める必要があります。</p> <p>★基本目標（Ⅲ）「自立に向けての支援体制づくり」では…</p> <p>被害者の置かれた状況に応じて、関係課と連携して支援を行っており、心のケアが必要と判断した際は、保健師等に繋いでいます。また、教育委員会においても、警察や学校と連携した連絡会を開催し情報交換や情報共有に努めています。</p> <p>しかし、これまで「DV防止ネットワーク会議」及び「DV対策庁内調整会議」の定期的な開催ができていなかったため、今後は、定期的に開催し、関係機関との連携強化と計画の進行管理に努めます。課題としては、DV被害者やその子どもの心のケアを含め、総合的な支援が行える体制を整え、被害者が早期に自立した生活を送れるように努めることです。</p> <p>第2次DV防止計画における主な取組状況については以上です。</p> <p><質疑応答></p> <p>委員長 ただいま、協議事項の（１）、（２）について事務局から説明をしていただきましたが、この報告内容を受けまして何かご質問等あれば挙手して発言してください。</p> <p>委員長 司会をしながらですが、質問させていただきます。</p> <p> DV家庭の子どもが被害を受けている状況は、学校現場でもこれまで数件、例があります。子どもの場合は、親御さんの認知や了解が必要なこともあり、その状況と完全に切り離すことは難しく、一時保護をしても最終的には戻っていく、そしてまた繰り返されていく、ということが私の長い経験上ありました。市においては、どのように集計の取り方をされておられるの</p> |
|--|--|

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>か、また、どのような割合でそういうことがあるのか等を聞かせていただきたい。</p> <p>DV被害者家庭に子どもがいる場合は、部署が異なりますが健康福祉部保健福祉課に「家庭児童相談室」があり、そちらに専門職員がおりまして、計画案の17ページの用語解説に記載しております「要保護児童対策地域協議会」を、学校や地域の民生委員、警察、県福祉事務所、子ども家庭センター等の関係機関にお集まり頂き、ケース検討会議を開き、個々のケースに応じてどのような支援や対応が必要か等をその都度検討して対策を取っております。今、委員長がおっしゃいましたこれまでの経過等につきましては部署が異なりますので、最終的にどのような形になったかとの把握は私どもではできていないのですが、DV担当の側から申しますと、一時保護した方に子どもがおられる場合は、子ども家庭センターにお願いし、児童養護施設などで子どもを保護して頂いて、母親が自宅に帰られる時に、状況を見ながら自宅へ戻すことが多くあります。詳しくは家庭児童相談室担当課長から説明をお願いします。</p> |
| 関係課長 | <p>母親と子どもを離すのはなかなか難しいことが多く、母子で一緒に利用できる施設で一時保護をしたり避難して頂いたりというケースはこれまでもありました。子どもだけの避難となれば、先程の話にもありましたとおり、子ども家庭センターにおいて避難させたケースもありました。かなり昔の話となりますが、だいたいは、母親とその子どもがDVを受けた配偶者とは一緒に暮らせないとになりましたら、新しい場所で生活をされるための支援をさせて頂いたこともありました。配偶者と離れることで冷却期間を置かれまして、また一緒にと、もとに戻られるケースが比較的に多いかなと思います。それが良い結果となっておられる方もあるかと思えますし、何回か同じことを繰り返すケースもあるのではないかと思います。委員長がおっしゃるように、なかなか強制的に行政側が指示できない部分もあると思います。</p> |
| 委員長 | <p>学校現場にいと、DVを繰り返し受けていても母親が何も言わない、言えない、そのしわ寄せが子どものところへ来る。そして、子どもに被害が出て、手を差し伸べても、また同じことが繰り返されるというケースもこれまでであったことがあります。第3次計画においても「どのように対応する」のか、「対応の仕方」を考えていくことが大事なことであると思われま。</p> <p>別の研修の事例では、母子が夫（父親）と離れて生活しておられたが、母親が子どもの参観日に出席した写真をSNSへ投稿されたところ、子どもの父親がその投稿写真を見て、母子の居場所を特定し探し出されたという報告がありました。母親にすれば何気ないつもの投稿だったが、現在はそういうことでも問題が起きることがあると考えさせられ、そういう時代になっているのだなと聞いておりましたが、こういうことも対応できる体制が必要なのかという気はします。</p> |

| | |
|-------------------|--|
| <p>委員長 委員</p> | <p>ほかに何かご質問やご意見はございませんか。</p> <p>この計画(案)の7ページのところについて教えていただきたいのですが、宍粟市の動きということで、宍粟市においてはDV相談件数が平成26年度以降減少傾向にあるということはわかったんですが、7ページの「その要因の一つに」というところで、「家庭児童相談室」と「母子父子自立支援相談室」の所管課が別々になったことが考えられますというのは、分けることによって減ってきたのか、どういう意味か教えていただけますか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>これが原因だとは断定できないのですが、先ほど説明いたしました「要保護児童対策地域協議会」の事務局を家庭児童相談室が担当しており、児童虐待についても担当しておりますが、28年度から、そちらと「母子・父子自立支援相談窓口」が別々の課に分かれました。もともとは同じ課だったんですが、そうするといろんなケースで相談しやすい状況にあったのかなと推測して、それも相談件数減少の要因の一つかなと思っております。しかし、根拠はなく断言はできませんので、この文言をここに記載しても良いものかどうかについても迷っております。今の計画期間の実績等を見ていく中でそれも要因の一つではないかと考えております。ただし、先ほど説明いたしましたとおり、計画(案)の11ページに書いてありますが「どこ(だれ)にも相談しなかったのはなぜですか」との問いに対し、「相談してもむだだと思ったから」という回答がかなり多いので、潜在的な方はたくさんいらっしゃるけれども、相談できていない方が大半だとは思いますが。ここに部署のことを書いていいものかどうかは先ほども申し上げたとおり迷っております。</p> |
| <p>委員</p> | <p>潜在的には被害を受けている方は多くおられるのかもしれないが、相談窓口を分けたことで相談件数の実績として減少している事実があるかもしれないということですか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>そういうことも考えられるのではないかと考えております。</p> <p>少し補足をさせていただきますと、組織を改編した理由の一つに、DV相談窓口を担当している社会福祉課では、それ以外にもひとり親家庭の相談窓口も兼ねております。また、ひとり親家庭に対して給付される「児童扶養手当支給業務」についても社会福祉課が担当しておりますので、ひとり親家庭に関する相談窓口を社会福祉課で持つほうが良いということで社会福祉課に移管された経緯がございます。</p> <p>家庭児童相談室が担当する児童虐待とDVは切っても切り離せない相談の内容も多くありますので、窓口が同じですと一つの相談を受けても内容によっては両方にカウントする場合も多くあると思います。そのカウントの仕方というのがこの相談件数の減少に影響しているのではないかと分析しているという意味で記載はしております。ただし、部署が分かれたとはいえ、今もDVの相談を受けた時に子どもさんがいらっしゃる場合は、必ず家庭児童相談室にも繋いでおりますし、連携をとって検討なり対応はしております。相</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>委員長</p> | <p>談件数という面から見ますと、先ほどご説明したとおり兵庫県下の市町村の状況を見ても減少傾向にはあるのですが、橋本委員がおっしゃったように潜在的なところ、まだまだ相談ができていない人が多くいらっしゃると思いますので、今後はさらに相談窓口の周知等に力を入れていく必要があると考えております。</p> <p>他にはございませんか。</p> <p>ないようでしたら続きまして、次第の「(4) 計画の基本方針」につきまして事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>(4) 計画の基本方針 についての説明 (概略)</p> <p>それでは、ここからは計画 (案) の概要につきまして、当日配布資料を使って説明をさせていただきます。</p> <p>まず、3ページをご覧ください。計画改定の趣旨につきましては、会議冒頭で説明させていただいたとおりです。次に、計画の名称変更について提案をさせていただきたいと存じます。これまで当初計画及び第2次計画につきましては、「宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画」という名称でできておりますが、今回、第3次計画を策定するにあたり、「宍粟市DV防止・被害者支援基本計画」と名称を変更したく提案させていただきます。変更の理由につきましては、3ページの一番下の部分に記載しているとおりです。(読み上げ)また、これにつきましては後ほど、ご意見を賜りたくよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして4ページをご覧ください。第2次計画と第3次計画の構成の比較として、それぞれの目次を記載しております。大きな変更はございません。基本的には第2次計画の概要を引き継いでおります。変更した箇所としましては、第1章のところで見やすいように少し内容を整理したほか、第4章ではこの後、説明させていただきますが基本目標の文言等を変更しております。また、第5章では、3として数値目標を掲げることとしております。</p> <p>続きまして5ページをご覧ください。基本理念の変更としまして、第2次計画では「男女が」としておりましたが、第3次では「一人ひとりが」と変更しております。これは男女共同参画プランの基本理念の変更に合わせ「男女」だけでなく「多様性」を認め合うという意味からも「一人ひとりが」に変更しております。</p> <p>続いて、基本目標の変更についてですが、大きくは変えておりません。「基本目標Ⅰ」については、「DVのない社会づくり」を「DVを許さない社会づくり」とし、市としてさらに強い姿勢でのぞむという意味を込めて変更しております。また、「基本目標Ⅲ」につきましては「自立に向けての支援体制づくり」を「被害者の自立支援の促進」に、体制づくりをしたうえでより自立支援を促していくという意味から変更しております。</p> |

同じく5ページには、第3次計画で改めて強調して取り組む内容を記載しております。この後、具体的な取組については説明いたしますが、第2次計画に引き続き、大きくは「啓発や教育の推進」と「相談や支援の充実」の2つに分け、その下に掲げておりますような内容につきまして取組を強化していきたいと考えております。

6ページには、本計画と関係の深い「男女共同参画プラン」の体系のDVに関連する部分を掲載しております。

次に、資料の9ページをご覧ください。計画の骨組みとなります体系案につきまして、第2次と第3次を比較する形で記載しております。オレンジ色で網掛けをしている部分は体系ツリーのゾーンを変更したもの、緑色の網掛け部分につきましては、第3次から新しく追加したものととなります。また、朱書きしている文字につきましては、第2次計画にはなかった項目あるいは新しく頭出しをして追加した項目などとなっています。これらにつきましては、計画(案)の20～27ページまで、具体的な施策の展開としまして、体系図の一番右端の①～④まであります基本施策ごとに、今後どのような取組を具体的に進めるのかという内容を記載しております。これらにつきましても、お目通しいただいているかと存じます。忌憚のないご意見やご提案を賜ればと思いますのでよろしくお願いいたします。

今回の計画(案)を作成するにあたり、特に留意した点といたしましては、国や県から基本方針の変更や各種通知がある中で、先ほど委員長からのご意見にもありましたが、児童虐待防止施策との更なる連携強化に取り組むようにとの通知もきております。そのあたりも意識してできるだけ市役所内部においても、また、外部の関係機関とも連携を強化する点や、被害者やその子どもの心のケアの部分や自立の支援の強化という部分に重点をおいて取り組んでいきたいと考え反映させた形としております。

続きまして、数値目標について説明をさせていただきます。

当日配布資料の7ページをご覧ください。第2次計画においては、特に数値目標は設定しておりません。それぞれ基本目標や基本施策ごとにどのようなことを具体的に取り組むかを掲げ、先ほど説明いたしました事前配布資料の中の「第2次計画で設定した目標に関する達成度<チェック表>」により、目標に掲げた取組ができたかどうかを検証いたしております。今後はよりしっかりと啓発や相談窓口の周知などに、また被害者支援の強化に取り組んでいくためにも男女共同参画プランにならって数値目標を掲げてはどうかということで提案をいたしております。まず、7ページの上段には、1つ目の数値目標として「デートDV」という言葉の認知度(内容を知っている)」について、記載しております。男女共同参画プランの目標値は令和7年度の間目標値が75%となっており、10年後の令和11年度は100%を掲げております。この第3次DV防止計画におきましては、1年間ずれがありますが、認

| | |
|------------|--|
| <p>委員長</p> | <p>知度を75%まで引き上げることを目標値に設定しております。その理由や考え方につきましては、『考え方』というところに記載しておりますとおりです。ただし、厳密な数値を申しますと、その下に書いておりますように男女共同参画プランの目標数値から割り戻しますと1年間あたりの向上率は6%になりますので、76%とする方がよいのかとも考えております。</p> <p>これにつきましてもまた委員の皆さまからご意見いただければと思います。</p> <p>続きまして、2つ目の目標値としまして、「DVについて相談できる窓口の認知度（知っている。）」についてですが、100%を目指して取り組んでいくということで高い目標設定にしております。考え方につきましては、記載しておりますとおりです。暴力を受けたことがあると回答した人への「どこ（だれ）かに相談しましたか」との問いに対し「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人が45.2%と最も高くなっております。また、相談した人の相談先としましては、「友人・知人」や「家族、親族」が多く、公的機関の相談窓口や電話相談に相談した人は2.2%と低く、それ以外でも保健所や警察、配偶者暴力相談支援センターなどの公的機関等への相談はいずれも低い数値となっておりますので、今後は、いつでも相談できる窓口が国や県、警察、また市にはあるんだということをさらに周知していく必要があるということで目標値を100%に設定いたしました。</p> <p>そして、8ページに3つ目の目標値の説明を記載しております。「配偶者や恋人から暴力を受けたことがある人のうち、被害を相談した人の割合」としまして、基準値は男女共同参画プランのアンケート結果を用いております。男女共同参画プランにおける目標設定値の考え方として、現状の基準値から5年後の中間時点においては約10%引き上げるとしており、本計画においても男女別に約10%引き上げを目指した数値にしております。ただし、この目標値につきましても整合性を図るとすれば1年間の差を考慮し、説明書きのところに記載しておりますように「男性：51.6%、女性：62.8%」に変更すべきか迷っているところもあり、あわせてご意見をいただければと存じます。</p> <p>以上、今回の計画(案)の概要について簡単ですが説明をさせていただきました。皆様から色々ご意見を頂戴しながら修正を加えてまいりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>今、事務局から第3次計画に関しまして、基本方針及び概要についての説明をしていただきました。これから会議を重ねる中でもう少し詳しく練っていくことになる内容だと思っておりますが、今の説明を受けて今後の取組内容、その他なんでも結構です。ご意見やこれ以前のところのご質問でも構いませんので、ありましたら挙手をして発言をお願いします。</p> <p>私もそうですが、第1回目ということでなかなか細かいところまで理解やまとめがしづらい状況だと思います。質問やご意見でなくても結構ですの</p> |
|------------|--|

| | |
|------------|--|
| 委員 | <p>で、委員の皆さまから一言ずつでもいただければと思います。</p> <p>数値目標についての説明が先ほどありましたが、この数値目標についてどう評価されようとしているのでしょうか。例えば被害を相談した人の割合など。</p> |
| 事務局 | <p>5年後に男女共同参画プランの見直しがありますので、その時にまた市民への意識調査を実施させていただいて検証していくということを考えております。</p> |
| 委員 | <p>デートDVについてですが、先日、別の自治体の策定検討委員会に行ったときに、学校を中心に出席講座にまわっておられたと思います。安栗市では具体的な取組をされるご予定とかはありますか。</p> |
| 事務局 | <p>今年度に人権推進課が、特にデートDVに関する認識を高めようということで小中学校に講師を派遣して講座をすることを計画していたのですが、コロナの関係もあり、今はなかなか小中学校での実施は難しいということで、市内の高校で何かそのようなことを実施していただけないかと投げかけております。人権推進課で予算をおいて取り組んでもらっています。今後は、社会福祉課においてもそのようなことに取り組みたいと考えております。</p> <p>それからもう1つ具体的な取組の提案としましては、新たにデートDVに関するチラシを作成し、小中学校や高校で配付したり、ポスターなども作成しコンビニのトイレなどよく目に付くようなところに貼っていただくような取組の提案をしております。</p> |
| 委員 | <p>基本目標のところ、「被害者の自立支援の促進」となっておりますが、大抵、推進という言葉を使うことが多いと思いますが、促進という言葉にした理由はありますか。</p> |
| 事務局 | <p>推進と促進どちらにした方が良いかはかなり悩みました。ここでは市としてさらに被害者の自立を促していくような取組を強化していくという意味からも促進の方が、市の立場からするとより良いのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。推進の方が良ければそのように修正いたします。</p> |
| 委員 | <p>行政の中ではあまり促進という言葉を使わないのではないのでしょうか。推進といえば積極的に市が前に出てやりますよというイメージで、促進といえばちょっと背中をおしますよというイメージがいたします。それで気になりました。それと、基本理念についてですが、「男女がともに認め合い」を人権推進課の男女共同参画プランを参考にされて「一人ひとりがともに認め合い」に変更したとありましたが、配偶者といっても男同士、女同士もあり得るということを意識されたのでしょうか。「一人ひとりがともに認め合い」の“一人ひとりが”という部分は取ってもいいのではと思いました。2つとも個人的な意見で申し訳ありませんが。</p> |
| 委員長 事務局 | <p>今のご意見について、事務局で再度、ご検討をお願いします。</p> <p>はい。再検討いたします。</p> |

| | |
|----|--|
| 委員 | <p>私も中身のところまでは、どこをどう聞いたら良いのか難しいのですが、やはり「DVのない社会づくり」というところでは、第3次計画では大人も子どもも含めてシンプルにDVはダメだよという意識がみんなの中により深まっていけばいい、それがそもそもの予防につながるのではないかなと思っているので、さらに回を重ねることで、より皆さんの認知度が高まるような計画になればいいなと思っています。</p> |
| 委員 | <p>先ほどもご意見がありました、「推進」なのか「促進」なのか、そこについては私も同じように感じました。それから第2次計画と第3次計画についての変更点について説明がありましたが、「DVのない社会づくり」を「DVを許さない社会づくり」に、そして「自立に向けての支援体制づくり」を「被害者の自立支援の促進」に、一層強い言葉に変わったという点では、先ほどDVの相談件数等の数値はさほど増えていないということでしたけれども、増えていないけれどももっと厳しいDVのある社会になっているという認識の中で進められているのかなと聞かせていただきました。ということで、基本施策のところの、“許さない社会づくり” また“被害者” というものを解消していくということで、よほど実効的な、効果が上がるような施策が求められるということになるのかなと思ったところです。</p> |
| 委員 | <p>難しい問題だと、説明を聞きながら改めて思ったところですが、幼児教育や就学前の子どもたちの現状においても、面前DVなどの問題については心を痛めているところです。それをどういうふうに相談につなげていけばいいのかなという点では、私たちももっと知識を深めるため、勉強していかなくてはいけないと思っています。そのあたりの数値目標についてですが、「DVについて相談できるところの認知度」について目標値を100%に設定されていますが、これについては100%というとても高い数字になっており、全ての人を知っているということになってくるので、高い数字だなとは思いますが、どういうふうに100%を目指していけるのかなと思ったりしたところです。</p> |
| 委員 | <p>私はDVについては、わからない分野ということもあり、今日は色々と話を聞かせてもらい、現状についても教えていただきました。市の方々が一生懸命考えられた内容ですので、今のところは特に質問や問題点はありません。</p> |
| 委員 | <p>DVの中でも、特にデートDVにクローズアップしたお話をされたと感じました。デートDVというと、私としてはそれ相応の若い世代を想定してのお話かなと思うんですけども、若い世代の頃からDVというものはいけないよということを植え付ける、先ほど出前講座のお話も出ていましたが、そういう未来に向けた種をまくという作業や取組をより強化されるのかなということを感じ、非常に期待できる内容になっているのではないかなと思っています。</p> |
| 委員 | <p>ちょっとこの計画から外れるかもしれませんが、ものすごく気になってい</p> |

| | |
|------------|---|
| 委員 | <p>ることがあります。DVをする加害者の扱いがどうなるかということ。それをやはり考えていかないと、被害者の方の支援をまず一番にやらないといけなはいとは思いますが、加害者にどういうふうに、それがダメなんだということを見習わせていくことも同時にしていかなないとDVはなくなる、その辺が気になります。DVの防止ということになると、わりと加害者のことが触れられないことが多いのでどうなのかなと思います。</p> <p>私も子育て中であり、子どもの虐待のニュースを見聞きするたびに常に出るくらいですが、虐待もこういうDVなどの家庭環境ともつながっているのだろうと聞かせていただいております。少しでも良い取組を進めていけるような計画になればと思っています。</p> |
| 委員 | <p>市役所などに行きますと、トイレなどにDV相談に関するチラシが置いてありまして、ああこのことだったのだと今日改めて知ることができました。もう一点は、私も長年教育に携わってきた経験があり、今もまだ多少かかわりを持っておりませんが、いじめと同じで被害者と加害者の関係について、加害者は自分が加害者であるということに気がついていない、また、被害者も自分が被害を受けていると気づいていない、あるいは被害者が被害を受けているけれども声を上げられない、そういうことが多々あるのだろうと今日のお話をうかがう中で思いました。身体的な暴力は比較的よくわかると思いますが、精神的なDVについては、言っている方は何も思わなくても言われた方は非常に精神的に傷つくということがあれば、それも一つのDVなんだと、身近なところでも被害を受けた方が安心して声を上げていけるようなことを進めていくことも大事なのかなと今日は思いました。</p> |
| 委員長 事務局 | <p>委員の皆さま、他にご意見等ございませんか。</p> <p>先ほど委員がおっしゃった加害者側への啓発についてですが、この計画(案)を作成する前に、関係課の各課長に集まいただき庁内調整会議を開催しましたが、その中でも確かにその意見が出ました。今、啓発は被害者向けのものが多いですが、被害をなくすためには加害者がそれに気づかないといけなはいということがあり、加害者の気付きを促すために加害者にもわかるようにポスターを貼ったり、チラシを置いていくという意見も出ました。今、トイレに置いているチラシも、男性にも女性にも目に留まるようにという工夫をさらにしないといけなはいと思っています。よって、先ほど申しましたように公共施設以外にもコンビニやスーパーなどいろんな所で啓発活動を行いたいと思います。</p> <p>もう一点、計画(案)の20ページに啓発活動の具体的取組の中で、「②男性の意識啓発の推進」としまして、「男性」という言葉を入れていいものかどうか迷っております。今、男性の被害も増えてきていますが、まだまだ加害者側に男性が多いという現実もあり、いけなはいとわかっていてもやってしまう男性が、女性も含めてですが、多いのではないかということで加害者、被害</p> |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>者どちらも相談ができる窓口がありますよというような体制整備や取組ができればいいと考え頭出しをしてみたのですが、どうお考えでしょうか。男性という言葉を出さない方がいいでしょうか。</p> |
| <p>委員長 委員</p> | <p>今、事務局から意見がありました皆さまいかがでしょうか。</p> |
| | <p>暴力という面では少ないと思いますが、言葉の暴力という面では、男性の方も精神的に傷ついておられる方も多いと聞きます。今のコロナ禍の自粛生活の中で、男性も収入が減ったりということで、私の知り合いの中でも精神的にかなりしんどくなっておられる方もいらっしゃいます。男性も女性も、加害者にならないために、被害者にならないためにということでは同じ立場にあるんだということで啓発ができればいいのではないのでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>市の窓口相談されるのは女性がほとんどで、なかなか男性からの相談はない状態です。もう少し男性も相談してもいいですよという雰囲気ができればいいかなと思ひ、あえて男性という言葉を出してみたのですが、男女共同参画の観点からみるとあまりふさわしくないのかなという思ひもしております。</p> |
| <p>委員</p> | <p>男女共同参画という観点から言えば、当然、男性の意識も取り上げなければいけないので、男性もともに、女性もともに、の考えのもと男性女性こだわらず人間一人ひとりという考え方になると思ひます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>今、皆様から頂いたご意見を参考に再度、事務局で見直しも含めて検討させていただきます。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>第2回までに色々と考えていただいて、また、案を出していただければと思ひますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>次回以降もこれを踏まえて、また活発に意見交換ができればと思ひます。</p> <p>それでは、今日の協議を踏まえて、次第7の「その他」にあります「次の開催日（予定）」について事務局からお願ひします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>7. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の開催日（予定）について <p>当日配布資料のスケジュールのところでもご説明いたしましたとおり、次の開催予定を9月下旬とさせていただきたいと存じます。本日、たくさんのご意見をいただきましたので、事務局で再検討した内容を次の会議で提案し、委員の皆様にお諮りしたいと考えております。それでは次の第2回の会議は9月下旬の予定としまして、できるだけ早く皆様のご都合をうかがい案内したいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議録につきましては、まとめができましたら委員長にご確認をいただき、次の会議で報告させていただくとともに市のホームページにも掲載させていただきたく、ご了承いただきますようお願ひします。</p> |

| | |
|------|--|
| 委員長 | <p>それでは、会議が始まってから約1時間半ということで、長時間の議論お疲れさまでした。次回の開催日や今後の進め方等につきましては、事務局からまた連絡があると思いますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたしますと思います。それでは最後に副委員長からご挨拶をいただき、この会議を閉じたいと思います。</p> |
| 副委員長 | <p>8. 閉会 《副委員長挨拶》</p> <p>今日は皆さまお疲れさまでした。私は普段、主任児童委員として活動しておりますが、気になる子どもの話が出た時などDVに関係することも多いです。この計画が充実しDVのない社会が実現できればいいなと思っております。また、次回よろしくお願いいたします。</p> |

* 発言者の表記は、「委員長」、「委員」、「事務局」とする。